

令和2年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和2年6月10日 午前10時04分開議

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

12番 杉山清君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長補佐	加藤孝行
財務課長	船橋行子
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	高瀬浩文
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	片岡宗徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和2年6月10日（水曜日）

午前10時04分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時04分開議

議員の出欠

○議長（小坪 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。

欠席議員、12番杉山 清君。

開議の宣告

○議長（小坪 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。咳、くしゃみに注意してくださるようお願いいたします。

傍聴人4名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間は合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。
4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） おはようございます。4番藤咲芙美子です。

通告に従って質問をいたします。

一般質問に入る前に、今回の新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者、住民の方々にお見舞いと同時に連帯の挨拶を送ります。一日も早い生活、事業の回復を願っております。

それでは、質問に入ります。

新型コロナウイルスにより、県内でも自粛を余儀なくされ、企業や企業で働く個人まで日常生活にも大きな打撃を受けました。世論の力によって、政府も1人10万円の特別定額給付金を支給することになりました。当町でも19億円の予算で、いち早く住民への支給体制をとり、住民には助かると大変喜ばれております。業務に当たられている職員の方々に敬意を表します。

そんな中、この新型コロナウイルスの蔓延により、中小企業の事業者、個人事業者は大きな打撃を受けました。町内の活力に尽力されている個人事業者、飲食業者から客足が遠のいたものの、もしかしたら来てくれるかもしれないから、店を閉めるに閉められないでいる。また、融資の話があっても、いくら無利子・無担保といっても、私たちのような小さな店は、借りたら返すことができない、不安だという切実な声が聞かれています。

当町で観光を営業しているバス会社に聞きました。日頃、スクールバスなどお世話にな

っています。このコロナ禍による自粛要請によって、学校で休校になってからは、全く稼働されることがなく、営業の落ち込みは90%の打撃だと言っておられました。

また、従業員の方は、今まで結婚式や法事、旅行、研修にと利用してもらっていたが、キャンセルが相次ぎ、10月頃まではキャンセルの連絡が入っている。痛いです。こんなことは初めてですと語っていました。

そして、これからいつまで続くのか分からない。見えないウイルスに再燃しなければいいかと不安を募らせていました。

このような状態の中、中小企業等継続応援給付金が5月の臨時議会で示されました。売上高が50万円未満の低い事業者は、1万円の給付金でした。実質的に経営や暮らしに役立つものではなく、あまりにも低い金額なので、質疑で増額を求めていました。

ところが、5月の臨時議会の議決された内容ではなく、売上金額の区分が増えたことの説明もないまま、今回、6月の定例会で、議案ではなく報告として提出されました。しかし、50万円未満の売上金額の事業者に1万円の給付金は変わっていません。経営の規模は5つに分けられましたけれども、実質役立つ給付金にしていきたいと思っています。

ちなみに、年間50万円以下というのは、月にすると4万円の売上げです。この4万円にしかない、この大変な状態です。せっかく国の方針が示されているのに、町民に恩恵が被らないとすれば、自粛に協力した商売の人たちに申し訳ない気持ちがします。

継続応援給付金です。給付金額の増額を求めます。また、売上金額の区分を変えた根拠をお聞きいたします。お願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

町内の中小企業の皆様に対して、5月15日に可決いただいた中小企業等継続応援給付金につきましては、その後、給付金の件で、売上げ減少した月、対象の月を12月まで拡大するなどの内容を精査しまして、報告第49号で報告しましたとおり、事業の実施要綱を制定いたしました。

補正予算提出時に要綱ができていなかったということで、大変申し訳なく思っておりますが、議決をいただいた後、しっかりと議論して要綱を制定する過程で、また補正予算の審議の過程で、説明会等でいただいたご意見も加味して、このように要綱を制定することになりました。

個人事業主の給付金額の拡充についてですが、前年度の売上額により、法人、個人事業主も同じく給付金額を区分しました。これにより、売上げが多い個人事業主も最大20万円給付することができます。減少額の補填ということではなく、見舞金の意味合いであり、他市町村と同様の持続化給付金と額はほぼ同等となっております。

ちなみに、他市町村がどれぐらい出しているかということですが、法人20万円、個人10万円としているのが、例えば水戸市は、法人20万円、個人10万円で一律としていますが、ただし、売上げが30%以上減少しないと1円も出ないということで、城里町は10%の減少でも出るということで、水戸市よりも城里町のほうが給付金がもらえる人の範囲は広いと。

一方で、水戸市は、例えば法人一律20万円、個人一律10万円ですが、城里の場合は、個人事業主でも、売上げが多ければ20万円もらえるということで、そういう意味では手厚いとも言えます。

その売上げが少ない人について減額があるということで、その点どうなのかというご質問だと思うんですが、例えば50万円未満の方というのは、4万円程度の月々の売上げの個人事業主ということで、城里町内にも何十人かいらっしゃいます。月々4万円の売上げの個人事業主ってどういうイメージかということ、恐らくほかの世帯主の収入があって、ちょっとした習い事を教えているとか、それで月々、毎月、数人生徒さんがいて、数万円の収入が毎月あって、年間50万円以下だとか、それは一つのイメージですけれども、そういうイメージで、年間50万円未満の所得の個人事業主の方がいらっしゃるということで、月々4万円の売上げに対して10%の売上げ減少というと、4,000円程度の売上げの減少で補助金が申請できるということですから、4,000円売上げが下がって10万円の給付金をもらうということも起こり得ると。

一律10万円給付ということにすると、売上げの減少幅よりも、もらえる給付金のほうがはるかに多くなるという現象が、売上げの少ない個人事業主とか、あるいは当初の制度設計では、法人だったら売上げ関係なく全部20万円にしちゃいましたけれども、そうだとすると、法人といっても、生きている法人もあれば、法人として登録はあるんだけど、売上げが落ちてしまって、あまり売上げがない法人もあるかもしれません。そこで、10%の売上げで数万円の売上げの減少に対して20万円もらえるということ、売上げの減少幅よりも給付金の額のほうがはるかに上回ってしまうケースもあると。

また、売上げが減少した場合、同時に仕入れ原価も下がる可能性がある。売上げが10万円下がるけれども、仕入れるものも、8万円もし減らせて2万円が利益だとすると、10万円売上げが下がったから10万円損害かということ、仕入れが下がるという側面もあると。

そういった様々なことを考えて、どれぐらいが妥当であるかというのもよく考えまして、大体3%ぐらいに、多少端数というか、1万円、3万円、10万円、15万円、200万円というふうに大きく区切っていますので、ぴったりではないんですが、例えば50万円未満で1万円というと、50万円の3%、1.5万円ぐらいですね、1万円。100万円の3%というと3万円です。300万円の3%というと9万円ですが、これは10万円の設定されたので、大体3%ぐらいと。500万円の3%というと、15万円です。大体3%と。500万円以上の200万円というのは、以上だから、いろいろな売上げがありますけれども、大体700万円ぐらいだと3%で20万円ということで、それぐらいが、売上げの3%ぐらい

がお見舞金ではないかというような、これぐらいが他市町村とのバランスを見ても、あるいはそういった売上げの減少率と利益の減少額について、平均的にどれぐらいの利幅というのは乗っているのかとか、そういったことをいろいろ考えてみると、売上げの3%ぐらいというのは妥当な線なのではないかということで、このように考えております。

ちなみに、どれぐらいの数があるのかということですが、例えば今回、個人事業主のうち全体の4分の1が500万円以上の売上げがあると。個人事業主の4分の1は500万円以上の売上げがあるということなので、20万円給付受けられるということで、補正予算の審議のときに説明したときよりも、10万円多くもらえる方が個人事業主の4分の1存在すると。もちろん15万円もらえる人もいますし、そういったことがございますので、今回の要綱の変更によって、本当に個人事業主でも本業として、世帯の収入の中心として個人事業主をやっている方については、100万円以上の売上げがあるでしょうから、不利になっていない、あるいは要綱の変更によって受け取れる金額が増えたということで、補正予算の審議の過程で、説明会でいただいたご意見を受け止めて、制度を改善して要綱を定めたということでご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

いろいろ検討して幅を広げたという細かい説明がありました。

臨時議会での給付金は、売上額に応じて3つの区分だけだったんですけども、今回、6月の定例会で報告として出された区分は、5つの区分に、今、町長が説明されたように分かれています。3つの区分から5つの区分に分けた根拠は何でしょうかというようなことをお聞きしたかったんですけども、今説明を受けたんですけども、なかなか納得できません。

公平感を持たせるということで、年間500万円以上の売上げの事業主さんに20万円の給付金を給付するということですよ。これで認識してよろしいのでしょうか。

500万円以上の売上げの人に10%以下の減額があったときには、20万円の給付金ということで……

〔発言する者あり〕

○4番（藤咲芙美子君） ちょっと待って、いいんですね。はい、分かりました。

これ、コロナの影響で、生活にダメージを受けているのは、売上金額50万円未満の事業者が多いのではないのでしょうか。先ほども町長も説明しましたがけれども、4,000円の売上げだったりとか、月4万円の売上げというような形になりますけれども、ダメージを受けているのは、売上金額50万円未満の事業者さん、大体40件ぐらいありますよね、そういうところが多いのではないかなと思います。

当町は、年間売上額を30%じゃなくて10%まで下げたよと言いますけれども、営業している事業者に見舞金というのはあり得ないんじゃないでしょうか。今回のようなコロナで自粛を余儀なくされた被害を受けた事業者さんに1万円の見舞金というのは、ちょっと支えられないような気がいたします。

今回の交付金は、コロナで収入減になった中小企業、個人事業主に対して、売上高の規模ではなく、事業者全体に今後も持続的に維持できるようにするため、必要な支援として出された支援給付金なんだと思うんです。事業者全体に公平に増額を求めたいと思っています。町長、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

事業者向けに一律に給付金額の増額をとということでご提案いただきました。今後の検討課題としていきたいと思っております。

現在、今日時点で5社から給付金の申請が来ていまして、そのうち4社に対しては、給付の決定の印鑑を私も押しましたが、残り1社は50%以上売上げが下がっているということで、これは国の200万円の給付金のほうへ行ってくださいということで、そっちを案内したんですが、もう既に4社認定をしましたが、いずれも全部500万円以上の売上げの会社ということで、給付額20万円ということで決定しております。

今後、国の予算の動向なども見極めながら、国のほうでも今週中に第2次補正が成立するという事ですので、そういった補正が成立してしばらくすると、また町のほうに様々な通知が下りてくると思っておりますので、そういった通知の内容も分析しながら、今後のことについて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ぜひ検討していただきたいと思うんです。500万円以上の売上げの方に20万円の支給というのは、確かに10%であれば、本当に助かるんじゃないかなと思うんですけれども、ただ、私が思っているのは、50万円未満の売上げの人たちにも手厚くしてあげたいなど、そういうところで質問をいたしております。

これからも、国の2次補正も出ると町長はおっしゃいましたけれども、今後の支援金には、一律で公平な給付ができるような形をお願いをしたいと思います。

そして、売上金額で5つの区分分けした事業者に、それぞれ増額を求めて、次の質問に移ります。

（2）番目の新型コロナウイルスの影響で、飲食業などに休業に追い込まれるところも出ています。消費税が10%になったことで、特に国保世帯の生活は大変になり、独り親世

帯の中には、ダブルワークやトリプルワークで、ぎりぎりな生活を支えている人もいます。今回のコロナ自粛により、さらに生活が苦しくなり、打撃を被っています。

私は、国民の誰もが、町民の誰もが、具合が悪くなったときに医者にかかれるようにするというのが皆保険の本来の役割だと思います。特に資格証明を発行されている方たちの受診抑制があってはなりません。

コロナウイルスで休業や自粛により生活に落ち込みが生じ、持病があっても病院にもかかれなくなる。こんなときだからこそ、保険証を持っていなくても、受診抑制にならないよう、徴収の猶予、そして健康や命を守る国保と同じ扱いの措置を求めたいと思います。

そして、国保加入の全世帯に安心して病院に受診ができ、暮らせるような税の軽減措置を求めたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き国保税の軽減措置について回答させていただきます。

国保税、そのほか、水道料金、保育料、それから介護保険料、その他、いろいろな公共料金について猶予制度がありますよというお知らせを広報しろさと5月号の裏表紙にてさせていただきました。

既に猶予制度を発動しております、そういった制度もあるんですが、まずこの国保税の軽減措置ということについて、担当の健康保険課長から答弁させます。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除を行うとされました。これに伴い、国・県から市町村等に向けて、保険税の減免についての条例等の整備についての要請がありましたので、今回、報告第43号 新型コロナウイルス感染症の影響に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の制定を上程させていただきました。

対象となりますのは、国保に加入している新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。主たる生計維持者の収入が前年の収入額より10分の3以上減少が見込まれる世帯で、前年の所得の合計が1,000万円以下であること。収入減少が見込まれる収入の所得以外の前年所得合計が400万円以下であることなど、様々な要件がございますが、対象保険税額に対しての合計所得金額に応じた減免割合につきましては、前年度合計所得金額が300万円以下の世帯に関しましては10分の10減免するなど、配慮した内容になっておりますので、ご了解願います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

これ報告の中にもあったんですけども、報告第43号でしたか、ありました。合計所得300万円以下で3割減の人は全額減免されるということなんですけれども、ただいま課長さんからの説明を聞いてみますと、低所得者の人たち、本当に3割減の人たち免除されるよといっても、いろいろ申請が大変なんじゃないかな、難しいんじゃないかな、何をそろえればいんだらうという大変さがあると思うんですね。

これは申請しなければ受けられないんですよね。申請すれば、対象者は全て受けられるという担当課のお話だと受け止めました。

簡易な手続になっていますでしょうか。申請されない住民の手立ては、確実な実行が求められます。申請書の手続には簡素化が求められますけれども、定額給付金のような相談窓口の設置も必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

取りあえず要綱のほうは制定しておりましたけれども、今現在、まだ申請されている方はおりませんので、なるべく住民の方に沿った内容に丁寧にご説明して、申請がうまく通るように努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 丁寧な説明というのは、毎回そういうことなんですけれども、例えば本当に丁寧な説明というのであれば、今回の定額給付金のような一律どなたにも出せますよというような、そういう方法だといいいのではないのかなというのをちょっと感じています。

全ての世帯、資格証の出ないような支援、特に独り親世帯には手厚く一律に軽減措置ができるよう求めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

次、3番に移ります。

続いて、水道料金と住民税の軽減措置ですけれども、コロナの影響で自粛や休業要請がありました。学校休業によって、家庭内での手洗いや調理の回数が増えています。水道料や住民税は、全ての国民、町民にかかる料金です。コロナの影響でみんな苦しいのですが、特に非正規、フリーランスの方たちには、大きな痛手になっています。生活ができなくなった、子供の教育に支払いが困難になったなど様々な声が出ています。

今回のコロナで影響のあった世帯に、水道料金や住民税の軽減対策を講じていただきたいと思います。担当課でもどちらでも結構ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答させていただきます。

広報しろさとの5月号において、この水道料金、住民税についても猶予がありますよということでお知らせいたしまして、住民に周知をしているところであります。

近隣の水戸市や笠間市などでも同様の制度を展開されておりますが、どの程度、城里町内、あるいは周辺市町村でこういった申請が来ているのかということについては、それぞれ税務課、水道課より回答をさせます。

○議長（小唄 孝君） 税務課長鈴木貴司君。

〔税務課長鈴木貴司君登壇〕

○税務課長（鈴木貴司君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

税務課、住民税関係でございますが、住民税の減免ということは現在行っておりませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う徴収猶予という形で現在行っているところがございます。現在、固定資産税で3件、住民税で1件の申請が出ております。

税務課としては以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 水道課長阿久津恵三君。

〔水道課長阿久津恵三君登壇〕

○水道課長（阿久津恵三君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

水道料金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う水道料金の支払い猶予につきまして、4月請求分から9月請求分を対象に、支払いの猶予につきまして実施させていただいております。

現在ですけれども、広報紙やホームページで掲載をさせていただいているところがございますけれども、現在、今時点では、その猶予申請者の方はございません。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご答弁、お二方、ありがとうございました。

住民税は難しいということです。しかし、猶予を持つような、そういうことができるということをお聞きいたしました。全く手立てがないわけではないということ町民にぜひお伝えしていただきたいと思います。

今回のコロナの影響を受けて、収入減で暮らしが行き届かない国保世帯などもあると思います。収入減について思う存分相談してくださいというような、そういうメッセージを町民に向けて出していただければいいなと思っております。

それから、水道料金、いろいろ猶予という形で申請人もそれぞれ来ているということをお答えいただきました。これは猶予であれば、猶予でもよろしいんですが、ぜひ、今、全国的にも上下水道料金の全額免除など要請が出ています。自粛や休業要請による在宅ワークや学校休業によって、家庭内で手洗いというようなことも出ています。

やはりいろいろな形で本当に様々な生活の中で、苦しい状況に追い込まれているんですね。ですので、全体的に公共料金のほうで減免されるというのは、水道料金が一番手頃ではないかなと思うんですが、水道料金の基本料金だけでも免除するとか、そういうような方法で考えていただければいいのかなというようにことは思っております。

4か月の支払い猶予、減免など措置を求めます。これについては、本当に少しでも何とか助けてあげられればいいのになという方法を提案いたしております。

住民に対して、コロナの影響で苦しくなった方はご相談くださいと。先ほども税務課の課長さんにも言いましたけれども、メッセージを出していなければ、相談にも来れないのではないかと思います。そのように、申請はまだ5人です、3人ですというようなことは聞いておりますけれども、全町民は大体何人ですか、1万8,000人いますよね。その中で7,000世帯です。そういうところで生活している住民に対して、5人とか6人とかということも大切なんです。大切なんですけれども、全体に流れるような、全体に広がるような、そういう相談窓口が、メッセージを出していただければ、本当に相談しやすくなるのではないかなと思っております。

非正規で働くのは、主に女性です。トリプルワークをしながら子育てをする人もいます。特に独り親世帯の18歳未満の子育てをしているお母さんたち、補助が受けられるようにしていただきたいと思っております。

そういうようなこともあります。最後にちょっと答弁、私の質問に対しての答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今、城里町としましては、一日も早く、まずは10万円の定額給付金を払いたいということで、現在97%、98%ぐらいまで全住民の方に対して10万円をお支払いしました。総額18億円を超えております。とてもじゃありませんが、町の一般財源でこのような大胆な給付政策というのは、なかなか難しいところですが、国から下りてきたお金を一日も早く届けるということで執行してきました。

水道料金の軽減対策も、もし1か月基本料金を減免すると、大体1,600万円ぐらいかかります。3か月やると5,000万円近くなるでしょうか。そういった多額の費用がかかるわけですが、定額給付金にしろ、持続化給付金にせよ、元気アップ振興券、商品券の配付にせよ、100%国の補助事業ですので、思い切ったことができております。

これから国の2次補正予算に基づき、臨時交付金が1次で1億2,000万円下りてきましたが、2次で幾ら内示が来るのか分かりませんが、下りてくる内示の金額、あるいは使っている用途、そういったものをよく分析して、今後の対策に活かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

今、町長が答弁されました。97%、18億円は、町から出したとかというようなことですが、全てこれは、確かにそういう流れはあるでしょうけれども、国の財政ですので、町でそういう政策をしたと、制度をつくったということだけで、財源は国ですから、あくまでもね、そこのところをちょっと間違いないような伝え方をさせていただければいいかなと思います。

では、次の学校再開におけるコロナ対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスの影響による長期の休校は、子供の学習に相当の遅れと格差をもたらしました。この間、学校の先生方も、子供たちの健康や生活の安否確認を行いながら、プリントの配付や家庭学習など様々な努力を行ってきましたが、基本的な知識を授業なしで理解させるのは無理があります。長期の休校による子供たちの影響は深刻です。

子供たちは、かつてない不安やストレスをため込んでいます。学校に行けない、友達に会えない、外で遊べない、勉強が心配などの声が聞かれます。コロナ禍による家庭の困窮は、子供にも様々な影響を与え、家庭内のストレスの高まりは、児童虐待の増加などが懸念されます。こうした子供を受け止める手厚い教育が必要です。

かつてない学習の遅れと格差に対しては、子供一人一人に丁寧に教えることが欠かせません。学習が遅れた子供への個別の手立ても必要です。子供の不安やストレスに共感しながら心身のケアを進めていくには、手間と時間が必要です。休校の中でも特別な困難を抱えた子供は、より立ち入った心理的、あるいは福祉的な面も支援が求められます。子供たちの心身のケアをしっかりと行うことが重要です。

子供たちの実情に合った対応と、コロナ対策の実態に合った教職員の確保はできているのでしょうか。コロナの3密対策での身体的距離を保つ2メートル間隔で子供たちが座れる教室の広さは確保できているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） まず最初に、昨日、議案第45号ということで議員の皆様方にはご賛同いただき、ありがとうございます。

ただいまコロナ問題の真ただ中でございますけれども、保護者の皆様方の協力を得ながら、各校の教職員、児童・生徒とともに一緒になって、まだ先は見えないような状況でございますけれども、改めて気を引き締めて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、では、4番の藤咲議員のご質問にお答えいたします。

1番目の通告の順に従って取りあえずお答えさせていただきます。

実態に合った授業の確保についてですけれども、4月から延べ8回の校長会を開き、事あるごとに協議し、分散登校の数を増やししながら、一昨日の通常授業の再開に至った次第でございます。

まず、3密をできるだけ避けること。次に、マスクの着用の徹底。小まめな手洗いなどの手指洗浄。これが基本的な感染対策を継続する新しい様式を取り入れ、小まめに消毒をし、感染のリスクを減らしながら、教育活動を継続し、児童・生徒の学びを保障していくことが何より重要であると考えます。

教育委員会及び各学校においては、文部科学省からの学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式や新型コロナウイルスに関するQ&A、県教育委員会からの学校再開ガイドライン等を基に、感染症対策を講じつつ、授業の確保に努めているところでございます。

2番目の感染が再燃したときの隔離体制についてですが、児童・生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所より特定されるまでの間、その学校の全て、または一部の臨時休校を実施いたします。その後、保健所や学校医、町設置の感染対策本部と相談しながら、感染者の学校での行動履歴、感染経路、地域の感染拡大状況等を踏まえ、学年単位、学校全体、あるいは兄弟姉妹等の在籍を鑑みて、中学校区単位での臨時休業措置も検討いたします。

3番目の授業体制、心のケア対策における人的確保についてでございますが、今回の臨時休校に伴う授業時数の確保については、夏休みを2週間に短縮して、約3週間を授業時間に充てる考えでおります。年間の学習内容というのは、35週で履修できる内容構成に計画されておりますが、実際は補充や深化、または台風、雪などでの臨時休校などを考慮し、40週で組まれております。4月、5月の臨時休校期間は約7週間でございました。総時数から綿密に計算しましたところ、夏休みの3週間を充てれば36週は確保でき、何とか必要な授業時数がクリアできる見通しです。

昨年度、全ての小・中にエアコンを設置していただいたものですから、夏休みの3週間は、生徒たちにとっては、それほど暑さの面では苦にならないとは考えております。

それに伴い、町や県の財政措置をしていただくことにより、ティームティーチングや少人数指導に当たる非常勤講師の確保、既に退職した教職員等の一時的な人的確保もできますので、少人数に分けたり、そういうことで非常勤講師の活用もオーケーという通知も出

ていますので、極力子供たちの距離を離すような形で考えております。児童・生徒に関わる教職員を減らすことなく、指導体制を維持できるものと考えております。

心のケアに関しましては、先週、6月1日から一昨日ですか、6月8日までの期間で全校の出席状況を調査したところ、保護者、あるいは本人が感染を心配して休ませたい、休みたいという申出の欠席者はゼロでした。ただ、小学校の新1年生においては、長期間の休業中、母親とともに過ごしていたために、赤ちゃん返り、つまり軽い母子分離不安の状況が見られたというケースが4件ございました。しかし、今、担任による保護者との情報交換や本人への丁寧な対応により、3日ほどで正常に戻ったと報告を受けております。

また、私や指導主事も各校訪問しますと、巣籠もり状態から解放されたごとく、再開を待ち望んでいたかのように子供たちの元気な姿、笑顔が多く見られ、欠席が極端に少ない学校が多く見受けられました。多くの子供たちから学校でお友達に会えて楽しいとか、向かい合わせではなくても、みんなで食べる給食はおいしいという声が多く聞かれたとの担任からの話もございました。これこそが学校の本来の姿であると思っております。

これらの背景には、本町の保護者の皆さんが私どもの方針に従って協力的で、本当に協力していただけたことも背景には大きな要因としてあると考えております。

常北中学校区、桂中学校区、ともに週に1日、県からのスクールカウンセラーが、また町雇用のスクールソーシャルワーカーが週2日勤務し、対応に当たっております。とはいえ、以前からの不登校の子供がゼロではありませんので、専門家による児童・生徒及び保護者との面談、教職員による小まめな声かけや電話連絡、家庭訪問等を通して対応しております。

また、市の適応指導教室「うぐいすのひろば」の2名の職員による学校と連携しての心理的に不安定な児童・生徒に対する来所相談対応、学校に出向いての相談支援等も行っております。コロナ禍にあっても、現状の体制を維持しながら、児童・生徒への指導・支援に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご丁寧な答弁、本当にありがとうございます。

私がこれから質問しようとしているところが全て答弁されています。ですので、少し、二、三詰めて質問をしたいと思っております。

コロナの3密対策で、身体的距離を保つ、2メートル間隔で子供たちが座れる教室の広さはきちんと確保はできていらっしゃるのでしょうか。今、何人学級、35人ぐらいの学級、1クラス35人ぐらいですかね、どうなのでしょう。そこら辺のところ、今のクラスで2メートル間隔で子供が座れる広さは確保できているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 町内の石塚小学校、常北中以外の学校ですと、特に小学校は1学年10名から十七、八名ということでございますので、教室目いっぱい広がれば、これは不可能ではございません。ただ、綿密にスケールを持って2メートル、常時2メートルの間隔をキープするというのは、学校の性質上、はっきり申し上げて無理でございます。例えば常北中は三十二、三名から三十五、六名ということですね。桂中は20名。そういう中で、非常勤講師のTTの講師の方もおりますので、時として半分に分けてとか、そういう指導はしておりますけれども、常に朝から下校まで2メートルの間隔で行動するというのは、非常に厳しいものがあると思っておりますけれども、極力消毒ですとか、マスク、咳エチケット、また町からもフェイスシールド等も頂戴しておりますので、そういうことで対応しております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

教育長の教育義務、教育下でのソーシャルディスタンスの確保ということで出されています。40人学級の場合は、やはり2メートル間隔に空けるときには、半分、20人ぐらいにしなくちゃならないんじゃないかと思うんですけれども、今の人数で1クラスから2教室にしなければならないような現状というのはあるのでしょうか。そういうようなところ、もしあるのであれば、ちょっときちんと答弁いただきたいなと思います。難しいというようなことを聞きましたけれども、40人に近い学級、クラスはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

新しい様式ということで県のほうから出された通知がございまして、その中で、新しい生活様式というか、学校でのこういう図式がございまして、それで、最低限105センチ、それぞれの座席を散らばせて、105センチでも差し支えないというような通知がございまして、理想的には2メートルなんですけれども、135センチですとか、これで見ますと、レベル1地域、本町では感染者はおりませんので、105センチの間隔をそれぞれとっても大丈夫であるという通知がございまして、それでよろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。クラスはあるのかと聞いたんですけれども、クラスのことについては、ちょっとお答えいただけませんでした。

そういうようなこと、どちらにしても、20人学級、1メートル以上空けるということであれば、2クラスに分けなければならないことが多分出てくると思います。

ただ、今、確かに感染が出ているわけではないですので、そういう意味では、少しは緩和されているのかなとは思いますが、しかし、これが一時感染再燃したりとか、感染が出たとか、そういうようなときには、どういう手立てをしなければならないかというようなことだけは、しっかりとシミュレーションなり、要綱をつくるなり、やはりきちんと準備しておかなければならないというのはあるんだと思います。それだけは、やはりこの要綱に沿って、本当にきちんとやれるような形にしていなければよいかと思っております。

これはどうしても今、3密とあって、やはり皆さん本当に向かい合って授業をしたりとか、そういうようなこともしないで、前向いて、みんな間隔空けながらやっているというようなこともありますので、そういうのをやはりきちんと守れるような状況に体制を整えていく必要はあるかと思えます。

では、ちょっと少し、2番目と3番目のコロナ感染の緊急事態宣言解除になったときとか、再燃したときとか、あれから心のケアのことについてちょっと少し質問をさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルスの感染対策については、緊急事態宣言が解除になったとはいえ、第2波、第3波の危険性は、専門家が会議の中でも強調されています。学校でクラスターが発生する危険性はあります。その際の学校での対策はできているのでしょうか。

児童・生徒の待機隔離する場所を確実に確保していますけれども、直ちにこれは求められると思えます。保健所や医師会との連携は取れているのでしょうか。毎日の消毒や清掃物品の配置、健康チェックなど、今までにない多くの業務が生じています。それらの仕事を先生や養護教員たちがやることとなりますけれども、私は、それだけでも重労働だし、神経を使う仕事だと思っております。長時間労働が報じられている教員の上に、それらの負担がのしかかれば、本来の授業にも差し支えが出るのではないかと思います。

何よりも、子供たちが安心して学べる環境の整備保全に力を尽くさなければならないと思っております。そのためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やすということも必要なのではないでしょうか。これが1つで、教職員を増やすことはどうなのかというようなことは、後で答弁をいただきたいと思えます。

それから、県教育庁の学校教育部義務教育課から出された学校再開ガイドラインは、感染への不安、長期の休業から学校生活に戻ることに不安、制限された生活へのストレスなどでは、個人面談を行うなど、児童・生徒の心の変化の把握に努める。心配される児童・生徒は、担任や養護教諭、スクールカウンセラーによる支援を行うと記されています。

先ほど教育長の答弁の中にもありましたけれども、さらに、教育課のガイドラインは、長期休業明けに自殺者が増える傾向があることも踏まえ、チームで対応することを徹底するとしています。

私は、子供たちが長期の休みを経て再開したものの、ストレスや心の問題によって、本

来の学びの環境が崩れることを心配しています。歴史上初めての経験であり、先生たちも教育現場にいる人たちも、緊張と戸惑いの毎日を送っていることと思います。

しかし、最も緊張し不安を抱えているのは子供たちです。先ほど教育長が4人ほど新1年生に対して、ちょっと学校に行けないというような子がいるというようなことをお聞きいたしました。まさにここではないかなと思いますけれども、そういった子供たちが伸び伸びとした学校生活を送れるようにするためにも、教職員やスタッフ増を含めた体制づくりが大切だと思います。どのようになっているのか、そこら辺のところを少しお聞きできればいいかなと思っております。

職員、スタッフ増を求めることを申し添えて、次の質問に移りたいと思うんですけれども、教育長、何か答弁あればお願いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。まず教職員の増員という件でございますが、先ほどお話しさせていただいた中にもありますが、現段階では、県のほうからも、一時退職された職員のほうに予算をつけるので、応援ということで依頼してもよしとするような文書も参っておるんですが、今のところは、そういうことで、体制としまして、臨時校長会等、先ほど申しましたが、8回ほど、その都度、臨時校長会、あるいは校長会の中で学校の体制ですね、考えたくはないんですけれども、学校の中から感染者が出た場合ですとか、町内の中で子供たちと関係ないどなたかが感染した場合とか、そういうことを常時話し合っております。また、幸い7校しかありませんので、その場ですぐ連絡を緊急的に取りますと、1時間もしないで校長が集まれるような体制があるので、すぐ臨機応変にいろいろと協議しながら対応していくような体制は取っております。

また、現段階ではですけれども、先ほども申しましたように、本町では、本当にありがたいことに、ウイルスを原因としてのふさぎ込んでしまったりとか、そういう児童・生徒はむしろいないで、一番大きい常北中学校でさえも、従来からの不登校というのは、これはなかなかゼロにはできません。その子供たちとか、本当に単純な頭痛とか、ウイルスとは関係のない病欠の生徒以外は本当に来ております。

見えないと思うんですけれども、こういう形で毎日の登校状況を報告してもらっております。その中で、欠席がゼロ、ゼロ、ゼロ。例えば石塚ですと3クラスぐらいですので、100名弱います。その中でも3名とか、むしろ子供たちは学校に来ることを楽しみにしているような、嬉々として来るような状況を聞いております。これはほかの小学校も同じでございます。そういう点では本当にありがたいことに、自殺というか、ウイルスのことで悩んでとか、そういうことは現段階ではですけれどもございませんので、学校の養護教諭としても、過重労働とかそういう状況には陥っていないと認識しております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

いろいろとやはり心を砕いていらっしゃる先生方もたくさんおられ、教育長の細やかな気持ちが伝わってきます。しかし、そういうことについて、やはり常に再燃したらどういう対応を取るかというようなことは、本当に常に考えていなければならないと思いますし、こういうコロナ対策で細かいことをさらにやっていくということは、先生方一人一人、今の先生の授業の体制に上乘せしてこれがかかってくるわけです。ですので、そのところをお含みおきいただきまして、1人のクラスが2人であれば3人ぐらいにしてみるとか、とにかく増員ができるような、そういう体制を常に頭の中に入れていただいて、対応できるようにしていただければいいのかなと思っております。

次の質問に移りたいんですけども、議長、1回目の質問で、4番目の質問をするのをちょっと忘れてしまったんですけども、4番目の国・県に対する質問をしていいですか。

○議長（小唄 孝君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） すみません、申し訳ありませんけれども、ちょっと抜けてしまったので、お願いしたいと思います。

町長、よろしいですか、4番目。

○町長（上遠野 修君） 大丈夫です。

○4番（藤咲芙美子君） すみません。

今、国民全体の暮らしが苦しくなっているときです。この状態をみんなで乗り切らなければなりません。国や県、そして各自治体では、住民のために様々な助成措置を行っております。一体どのような制度があって、どのような人がどのような手続をすれば助成が受けられるのかよく知られていないのではないかと思います。町としてのこういった助成の一覧を町民に分かりやすく開示する必要があります。

助成制度は、国民の声が反映されるということもあって、日々発展しています。難しいとは思いますが、ぜひ努力していただきたいと思っております。

そして、補助が受けられるというせっかくの制度です。国・県において様々な助成制度措置を行っております。10万円、特別定額給付金は、丁寧な取組が見られましたが、町民の多くが国や県の助成制度であっても、概要の全てを承知しているとは限りません。

国・県の補助・助成の措置内容を改めて手立てを使って、全ての住民に分かりやすく公表する必要があると思っております。答弁いただければ幸いです。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う助成制度は非常にたくさんございます。県としてもいろいろな新聞広告出したりされていますが、町としても分かりやすい広報に努めてまいりたいと思います。詳しくは、まちづくり戦略課長より答弁させます。

○議長（小坏 孝君） まちづくり戦略課長小林克成君。

大きな声でお願いします。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。4番藤咲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、広報しろさとお知らせ版5月号に、各事業者向けというようなことで、各種給付金、助成金等のご案内をさせていただいております。国や茨城県が行っている給付金、助成金制度や融資貸付金制度について掲載をさせていただいたところでもあります。併せて、町のホームページでも、これらの情報を掲載し、拡充等があれば、また変更等があれば、その都度追記をしてお知らせをさせていただいているところでもあります。今後とも、できる限り分かりやすく内容を伝えていきたいというふうには考えてございます。

また、それと今後も広報紙等を使いまして、より分かりやすく町民の皆様方に説明をさせていただきたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

本当にいろいろとホームページなど、広報しろさなどで知らせていくということで答弁いただきました。

10万円の定額給付金の周知については、手続も簡易で分かりやすかったという、そういう反面、やはり町にも相談に来られた方も、10%か15%ぐらいいらっしまったんじゃないでしょうか。でも、それによって、対応に当たられた職員さんも、本当に丁寧に対応していただいたようです。住民に寄り添った相談窓口として喜ばれたと思います。

約97%の給付ということで、先ほど町長からの答弁がありましたけれども、住民に届いたことには、職員さんの努力も敬意を表したいと思います。

しかし、これからも、本当に今、町長も答弁ありましたように、国・県からの支援など補助はあると思います。住民に寄り添った相談窓口の継続をしていただきたいと思います。

それで、周知について、広報紙、ホームページ、ネットサポートセンターなどいろいろあると思うんですけども、そちらのほうはもちろんやって続けていただきたいと思います。

課長の答弁でも分かりやすく伝えていきたいということなんですけれども、分かりやすく伝えるのは、当然行わなければなりません。しかし、住民全てについて、住民全てに対

応できるような、かかるものは、やはり周知の方法も考えていかなければならないと思います。

自治会に入っていないければ広報紙は届きません。パソコン持っていない住民、多いのではないのでしょうか。国・県の制度が次々変わることも考えられます。町の情報が全ての住民に届く体制を検討していただきたいと思っております。

すみませんでした、ということで1回目の質問で終わります。

3つ目の適応障害について質問いたします。

適応指導教室について、当町の適応指導教室の保護者用案内書によりますと、「うぐいすのひろば」という心理的要因で学校へ行けなくなってしまったお子さんや、行けなくなりそうなお子さん、また学校生活への適応に困難さや不安を感じているお子さんのための「ひろば」があります。

ここで、基本的な生活習慣づくりの人間関係づくり、それから学習支援等の活動を通して、在籍校への復帰や将来の社会的自立を目指していますと記されています。人との接触が困難な子供が通ってくるころだけに、支援員の役割が重要です。支援員は、教員の資格を持っていると同時に、障害者福祉等に大変な情熱を持っています。町内の学校と常に連携を取りながら、子供を訪問したり、保護者からの相談に応じているそうです。ちなみに、今年の相談件数は772件あったそうです。

支援員の人たちは、専門的な知見を持ち対応していると聞きます。このような重要な内容を日々子供たちと向き合いながら指導している支援員は、子供にとってかけがえのない存在です。そういった子供にとってなくてはならない支援員に、十分な保障がされるべきではないのでしょうか。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） こっちですか。

○議長（小唄 孝君） 自席でいいです。

○教育長（高岡秀夫君） すみません、ありがとうございます。

こちらからでよろしいですか。

〔「声を大きくして」と呼ぶ者あり〕

○教育長（高岡秀夫君） 聞こえないですか。はい、すみません。

先ほどに引き続きまして、藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員の資格に対する保障ということでございますけれども、通告の部分ではですね。適応指導教室の身分等につきましては、本年度から制度改正により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として採用しております。また、適応指導教室指導員には必要とする資格はございません。たまたま小学校や幼稚園の教員免許を所有していたとしても、給与に反映するといった部分は残念ながらございません。

本町では室長1名、週3日勤務、指導員1名、週5日勤務、この指導員の方のことかな

とは思いますが、この2人体制で勤務してもらっております。室長については、主に教職員経験者を採用しており、特別支援学級の経験者などであれば、よりベターであると考えております。

指導員については、ほかの市町の多くがこのような児童・生徒との関わりを通して、それを実務体験ということで、公認心理師や臨床心理士の勉強や研修を積んで、カウンセラーの道を目指すという例が多くあります。このような実務体験を積みながらスキルを磨き、国家試験であるこれら心理士の資格を取り、スクールカウンセラーやクリニックの職を手にするといった例もございます。

そういうことですので、現段階の適応指導教室という部分では、特に資格、実際の国家試験の臨床心理士ですとか、そういうカウンセラーなんという部分をお持ちの方はおいでになりませんので、そういう方々は、むしろそこまでに、非常にカウンセラーというのは時給が高いんですね。時給4,000円から5,000円ぐらいということで、フリーランスのような形で活動するような形。県から派遣されるスクールカウンセラーも、そういうことですので、現段階というか、本町でも特別にそういうことでの特典ということは、現段階ではございません。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

そういうようなことで、いろいろ資格があるということなんですけれども、今、「うぐいすのひろば」におられる方は、どういう資格をお持ちの方がいらっしゃるのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） まず、室長でございますが、石塚小学校に勤務されて定年退職をされて、もちろん教員免許は所有してございます。それと、特別支援学級を長年担当しておりましたので、そういう点ではエキスパートでございます。

もうお一方の場合は、今現在いろいろと研修等に自費で、皆さん自費で参加するんですが、そういうことで、これは国家試験ではないんですが、現在、2級心理カウンセラーということで、この間、合格したそうでございます。ただ、今年、先ほど申しました公認心理師という試験を受けるつもりでおられたようなんですが、このコロナウイルスということで試験が延期になったということで、またもう一方は、幼稚園の免許ですとか小学校の教員免許はお持ちだということは存じております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ということで、確かに今、そういう免許もとて

も必要なことだと思います。

ただ、やはり今、適応指導教室に通っているということは、適応指導教室というのは、一般に学校に行けない、とても困っている、心に問題がある、問題というか、抱えて、なかなかお友達と話ができないとかいう、いろいろな障害を持っている子たちが多いのではないかと思うんです。そういう子たちに接するときに、やはり人一倍、精神的な問題、そういうものを抱えて、簡単に導入して、そうじゃないでしょうか、ああでしょうというような簡単なもので話ができる問題ではないと思うんですね。ですので、この件については、支援員に十分な大変な仕事をしているということで、少しでも何か支援ができればいいのかなんていうようなことを感じています。

先ほど言った4,000円から5,000円というのは、これ日給ですか、それとも時給ですか、どういう形でやっているんでしょうか。この方は会計年度任用なんでしょうか。職員なんでしょうか。ちょっと少しこのところをお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 申し訳ありません。これについては、私、かつて学校の職員ということで勤務していたときの話題でありまして、完全に根拠があって言っているわけではないんですが、私の知人もおるんですが、フリーの立場で、4,000円、5,000円というのは、一律どのカウンセラーもそうだとということではございませんので、これについては時給なんですけど、これについてはちょっと私の記憶と確証なデータがあるわけではございませんので、これについてはちょっと削除していただければと思います。

ただ、そういうことで、県のほうから依頼されて、先ほど申しましたようにフリーランスのような形で働いておられる方が多い、あるいは病院、クリニック、そこでは専属に病院の職員として採用されているケースもあると思いますけれども、そういう資格を取得した段階で、そういう採用試験を受けたり、余計な話になりますが、今まで適応指導教室というのは、学校に児童・生徒を返す、戻す、学校復帰が一番の目標、目的としてきたんですが、近年、なかなかそれが実現できないと。居場所づくりということで、無理に学校に押し戻すというような方向から若干方向転換の兆しがございます。

そういう中で、今後の方向性ということですが、今日、明日ということではないんですが、そういうことで、藤咲議員がおっしゃられたように、適応指導教室の重要性が高まってきているのも事実でございます。そういうことで、だんだん市町村単位で適応指導教室にある程度のそういう資格を持った職員を採用するような傾向というのは、幾つかそういう事例は伺っております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ということは、よく皆さん、大きな金額を言われますけれども、この方は時給4,000円から5,000円いただいているのでしょうか。

なぜかという、会計年度任用職員の制度になって、収入が大幅に減額されるようなことがないだろうかと、そういうようなことがあったのでは、働く意欲に直結するのではないかなと思って質問に当たりました。

専門的知識を持ち、このような子供の指導に情熱を持っている人たちは、町にとっても貴重だと思います。知識や情報、情熱を十分に生かしながら、指導に当たっている指導員さんには、長く続けてほしいと願うばかりです。減額されているならば、報酬の改善を求めていきたいと思います。

週3回の指導員と、5日、毎日来ている指導員がいますね。どうやりくりしても、一人になる時間が出てきます。相談事があれば外に出ることもあります。教室を閉じなければならぬこともあります。子供は通級したいという気持ちになっているときでも、急遽休みになることがあるのではないのでしょうか。教室の都合で子供の学ぶ権利を奪うようなことがあってはならないと思います。そういう心配が出てくるのも、人的な体制が十分ではないからだと思っております。私は、報酬の改善と人員の増を求めていきたいと思います。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問に再度お答えさせていただきます。

会計年度任用職員になって収入が大幅に減額されているのではないかとというご質問かと思うんですけれども、適応指導教室の方針につきましては、町の基準である城里町職員の給与に関する条例の規定を準用した給料表により決定されております。本年度は勤務時間を見直したため、勤務時間が短縮となり、昨年度と比べますと、年間の報酬額等は多少は少なくなっておりますが、大幅に減額となるものではございません。

また、会計年度任用職員へ移行したため、継続して勤務した場合、2年目、3年目と賞与額が上がっていくため、前年と比較すると、報酬額等はだんだん増えていく、増額になると思われます。

県内の他市町村の適応指導教室における令和2年度の職員の給与について調査しましたところ、ごく平均的な額となっていると認識しております。

職員の1名増員については、この場では私一存では答えられない部分もございますので、今後の検討課題ということでご了解いただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございました。

そういうようなことで、いろいろと質問をしてきました。一応、会計年度任用職員については、まだまだいろんな問題があるような感じはしますけれども、それは後でまたいろいろと聞きながら進めていきたいと思っております。

会計年度任用になったから短縮になったからということで給料に減額を生じては、やる気がなくなると思っていますので、その辺のところを十分に含みおいてやっていただきたいと思っております。結構、会計年度任用の職員さん多いのではないですか。そういう人たちに支えられているという職員さんを、やはり町で支えられているということを認識していただきたいと思っております。

6分残です。最後に、今回の質問は、新型コロナ禍の影響がある生活全ての分野に影響が及んでいることに、どうしても命と暮らしを守らなければならない思いがあり、質問とともに要望をお伝えいたしました。十分な検討をしていただくとともに、改善を求めて質問を終わりにいたします。

長い間、ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で4番藤咲英美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、10番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 10番阿久津則男でございます。一問一答方式にて質問いたします。

高岡教育長におかれましては、再任、誠におめでとうでございます。コロナウイルスで大変な時期ではございますが、子供たちのため、さらには城里町教育のためにご尽力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスについて様々な面からお伺いいたしますので、よろしく願いをいたします。

今回の新型コロナウイルスに関しましては、国内はもとより、全世界で多大な影響、苦難に見舞われておるところでございます。国内では、多少収まりぎみにはなり、城里町の学校も休校から分散登校、そして現在は通常授業となりました。

そこで、お伺いをいたします。

まず、学校教育についてでございますが、各種事業の現況と今後の対応をどう考えているのかをお伺いいたします。

内容的には、ふれあいの船、運動会、発表会、成人式、コンサートなどの状況をよろしく願いをいたします。

次に、学校給食も始まったようでございますが、現況と今後の対応をどう考えているのかをお願いをいたします。

また、授業の現況と夏休みを含め今後の対応をどう考えているのか。

さらに、子供、家族に感染者が発生した場合のマニュアルはどうなっているのか。多少、藤咲議員と重なる部分がありますけれども、簡潔で結構でございますので、答弁のほうよろしく願いをいたします。

○議長（小坪 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 10番阿久津議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、各種事業の現況と今後の対策についてですけれども、ふれあいの船、しろさとスポーツフェス、音楽のつどい、これら3つの事業につきましては、3密、密閉空間、人が密集、近距離での会話、発声等や準備期間を考慮したりということで、苦渋の決断として中止を決定いたしました。

また、現在のところ、中学校の修学旅行は8月末、常北中が8月末ですね、9月前半に桂中というように延期し、運動会につきましては、小・中学校ともに規模を縮小したり、参加者を規制したりしての開催を検討しているところでございます。

前年度事業のイルカのコンサートにつきましては、来年1月24日に実施予定でございます。

本年度後期に実施予定の成人式事業につきましても、新型コロナウイルスの今後の状況を注視しながら事業の内容や実施方法を検討し、実施に向けて準備を進めてまいります。

学校給食の現況と今後の対応についてですけれども、3月中及び4月15日から5月末までは学校が臨時休校のため、小・中学校への提供は中止しておりました。6月1日からは、小・中全教職員の130食を提供し、今週、一昨日8日からは、小・中学校への提供を全面再開いたしました。夏休みを短縮し授業を実施することとしておりますので、約3週間ほどの授業日にも提供する予定になっております。

今回の長期休校措置により、食材の納入業者と学校給食事業関係者への大きな影響が出ているところでございます。食材等のキャンセルに伴う違約金については、新たに創設された学校臨時休業対策費補助金を支払うこととしております。

先ほど3番目の授業の現況と夏休みを含めた今後の対応についても、藤咲議員さんのご質問の回答とダブる部分もございますが、よろしいでしょうか。

授業中における対策としては、児童・生徒、教職員は必ずマスクを着用。教室における3密を極力避ける配慮。1クラスを複数グループに分ける。感染リスクの高い授業、音楽での演奏ですとか合唱、家庭科での調理実習、これらについては当分の間見送ると。体育時のバッドですとかラケットなど、道具類の小まめな指導、これについても授業で使うたびに消毒を行って実施しております。

夏休みを含めた対策としましては、授業時数確保の観点から、夏休みは2週間とし、約3週間は授業時間に充てるということで考えております。35週の部分は、36週ほどこれか

ら実施できると思いますので、それについては必要な授業時数がクリアできる見通しでございませう。

続きまして、続いての家族、あるいは生徒に感染者が出た場合の対応についてでございますが、児童・生徒やその家族、教職員の感染が発生された場合、町は濃厚接触者が保健所より特定されるまでの間、その学校の全て、または一部の臨時休校を実施いたします。その後、保健所や学校医、町設置の感染対策本部と相談して、感染者の学校での行動履歴ですとか感染経路、地域の感染拡大状況等を踏まえ、学年単位、学校全体、あるいは中学校の学区、そういうことを、その状況、状況を慎重に調査しながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ふれあいの船などは中止というような、当然保護者のほうには連絡いつているんだと思うんですが、こういったものの、ふれあいの船などの代替案などは全然考えられないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○10番（阿久津則男君） ちょっと待って、まだね。まとめて一応聞いちゃいますので。運動会や発表会などは、遅らせながらもやるということで、新しい生活様式というんですか、そういうのでも縮小しながらやるということで、子供たちにとっては、縮小してもやってほしいんだと思っておりますので、なるべくならやってほしいと思っております。

コンサートでは、イルカさんの事業は来年の1月に実施するということではあります、この場合、入場者数の制限などは考えているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたい。

また、今年のコンサート、570万円の予算が組んでありますけれども、これは先ほど検討するということでしたっけ。

〔「イルカのコンサート」と呼ぶ者あり〕

○10番（阿久津則男君） いや、イルカじゃなくて、今年の570万円のコンサートの予算。また別だと思っておりますよね。

〔「検討中ということで、すみません、発言してしまいました」と呼ぶ者あり〕

○10番（阿久津則男君） どちらにしましても、実施する場合の注意点と申しますか、そういうのがあるんでしょうから、マニュアルをお答えいただきたいと思っております。

また、成人式でございますが、当然着物、はかま、スーツなどを準備した成人者が会するわけでございますが、もし開催できなかつた場合、もし開催できなかつた場合の対応というのは考えているのかどうかをお伺いしたい。

また、学校給食であります、食事でございますので、コロナ対策でかなり気を遣いますし、仕事などの面でも大変増えているのかなと思うわけでございますが、先ほど藤咲議員も申しましたように、私は、学校の職員も含めてなんです、学校の職員はある程度準

備して、後で県のほうのOBですか、そういうのを利用したいというようなことでありますが、その職員は分かったんですが、学校の給食の職員といいますか従業員、これらは増やす考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、夏休みは2週間くらいということになったようでございますが、当然夏休みの短縮というのは、授業、あるいは学習の遅れを対策するということだと思っておりますが、昨年、教育長言いましたように、エアコンの設置ができて、本当に良かったと思っております。

あと、先ほど藤咲議員も言いましたように、常北中学校と石塚小学校なんでしょうけれども、人数が多いということで、もしかしたら空き教室を利用するのかなと私は思ったんです。ですから、もし空き教室などを利用する場合には、エアコンの設置がその教室してあるのかどうか、ちょっとお聞きしたくて、もしそういう場合は、エアコンを設置しなければならないと思いましたので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

また、子供たちはマスク生活に慣れていないと思えますし、動きが早いので、かなり汚したりすると思うんですが、子供たちに布マスクなどを配布をする考えがあるのかどうか、これ町長にお伺いしたいと思います。

また、新しい生活様式ということで、教育の改革があると思うんですが、オンラインですね、タブレット授業でございますが、先日、全協のときに、局長のほうから全国の小学校でタブレット導入の前倒しということで、GIGAスクール構想を政府は進めているというような説明を受けました。これは国レベルでやってもらえるのかどうか。要は国のお金でやってもらえるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

さらに、このところ北九州市でこの2週間で146人感染しているということで、先ほどお話ありましたようにクラスターですね、北九州市の小学校で集団感染、クラスターが発生しました。この町で万が一、クラスターが発生した場合、小・中学校で、そのマニュアルですね。もしかすると、先ほど答弁したのかもしれませんが、ちょっと私、聞き逃しちゃったものですから、この辺よろしくお伺いしたいと思います。

また、そういったクラスターが発生した場合、軽度の小学生ですね、そういった軽度の小学生の入院する場所とか、あるいは宿泊施設などはある程度マニュアルに入っているのかどうかをお伺いたします。

以上でよろしくお祈りします。

○議長（小坪 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） それでは、順番が阿久津議員さんのご質問と前後するかもしれませんが、お答えさせていただきます。

まず、ふれあいの船の代替案についてですけれども、先日、中止の通知を保護者、学校経由で出しましたところ、町内の6年生の保護者の方から教育委員会へメールを頂きました。

た。今回の中止決定には何の不満も異論もありません。何の異論も不満もないんですけれども、子供たちのことを思うと無念で仕方がありません。もし何らかの形で思い出に残るような事業をしていただけないでしょうかという、決して教育委員会を責めるとかそういう意味合いのメールではございませんでしたけれども、非常に私も親心だなと思って読ませていただきました。多くはなくて、現在までのところ、この1通かとは思いますが、残念ながら現在の状況がこのまま続きますと、共同宿泊のような寝食を共にする形での実施は非常に難しいと考えております。ただ、終息を願いつつ形態を変えて、あるいは規模を縮小することなども視野に入れて、時期的なことも含め検討してまいりたいとは考えております。

ただ、教育課程以外の行事ですので、平日は使えないということが一つネックに上がってくるんですけれども、検討してまいりたいと思います。

コンサートを実施する際の人数、入場者数制限ということでございますが、キャンセルされた方の座席と、キャンセルせずに来場を希望する客の座席というのがあると思います。ただし、これは把握できませんので、着席完了後に座席を移動していただく、ソーシャルディスタンスを、500席以上のものがあるものですから、これについて購入いただいたお客様の方々は、この席がいいというようなことで購入された方も何名かおられるかと思うんですけれども、実際にキャンセルした方の空席が散らばっているかということ、そうは言えない部分が出てきますので、着席完了後に座席を移動していただくなど、座席の間隔を空けるような措置を講じて現時点では実施する考えでおります。

成人式で開催できなかった場合の対応はということでございますけれども、現段階では予定どおり実施する方向で考えておりますので、代替案ということは、今のところ考えておりません。現段階ではというか、例年8割程度の参加率ですので、約200名、そのうち160名程度が、例年約8割が出席されておりますので、ただ一つの方法としては、無観客試合ならぬ保護者の同席を遠慮していただく。そのホールの中に一緒に座ると密な状態になってしまうので、そういうことを遠慮してもらうなど、人数を制限して実施する考えでおります。この先まだ時間がありますので、第2波、第3波できた場合は、いろいろとまた考えなければならないんですけれども、現段階では実施するというで考えております。

給食の弁当の方式の考えはあるのかという件でございますけれども、現在の学校給食の供給食数は、児童・生徒分1,140食、教職員分が150食、少なくとも1,300食が必要になってまいります。現在の給食センターでの調理作業工程においては、食材確認、下処理、調理、弁当パックへの盛りつけを現在の職員数で行うには、かなりの時間を要すること。そして、さらには、1,400食の弁当の容器を一度に並べて配っていくわけですね、おかずとか入れていくということで、それを一度に並べられるスペースがないということが問題としてあるため、個別のパッケージとなる弁当方式は難しいと考えております。それに伴っ

て、給食従事職員の増員につきましては、これについては今の段階では、私の一存では答えられませんので、検討課題というか、今後のことになるかと思えます。

それと、教育システム改革でタブレット授業の考えということでは、本年2月に、当初は全小・中学校にタブレット端末を1クラス最大数分を整備ということで、整備完了いたしました。今回のウイルス問題によって、オンライン授業の必要性が高まって、本来は令和5年度までに各1人につき1台を整備完了する計画だったところ、急遽、今年度中に前倒しで進めるよう国から要請がございました。

現在、今年度中に1人1台のタブレット端末整備を完了させたいとは考えておりますが、そういうエアコンの一斉設置時と同様、生産供給が追いつかず、遅れる可能性は否定できないと思っております。国の補助については、上限はありますけれども、補助制度が当然のことながらあるということでございます。

それと、空き教室につきましては、今現在、ここに具体的な数値はないんですけれども、常北中の場合には特別教室もありますので、ただ、10クラス以上ですので、全てを分けてやるだけの教室数はございません。ただ、そういう特別教室等にもエアコンは入れていただいておりますので、新たにエアコンの設置という部分は必要ないと思われれます。

以上でよろしいですか。足りない部分は、局長のほうから回答いたしますので。

○議長（小坏 孝君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま10番阿久津議員のご質問の中で、コンサートなど今年度の事業についてのご質問もございましたが、今年度の事業につきましては、コミュニティセンター運営審議会等に諮って決定をしていきたいと、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） すみません、申し訳ありません。先ほどの北九州市の146人のクラスターという件につきましては、本町独自のマニュアルというのは作成してございませんが、県のほうから通知が都合31、事細かに送ってきておりますので、それを全ていろいろと検討しまして、それを基に対応することとしておりますので、今までもそれを非常に参考にしながら、マニュアルと同じような内容で、具体的に事細かに指示が書いてありますので、それについては問題ないと考えております。

収容の病室とかそういうことについては、健康保険課のほうでお願いしてよろしいですか。健康保険課のほうにお願いしたいと思えます。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

〔健康保険課長飯村正則君登壇〕

○健康保険課長（飯村正則君） 10番阿久津議員のご質問にお答えいたします。

ご質問ですけれども、学校で集団感染が発生した場合、子供たちはどこに入院するのかについてお答えいたします。

基本的には、茨城県中央保健所に報告し、保健所の指示に従うこととなります。その上での対応ということでお答えさせていただきます。

PCR検査陽性者で帰国者・接触者外来を経て、入院加療が必要となる児童は、感染症指定医療機関に入院となります。こちらの感染症指定医療機関でございますが、茨城県内に14か所ございます。どこに入院するかは、病床の空き具合及び受入れ態勢が整っているかどうかを判断して、茨城県と保健所で調整して決定されるものと思われま

す。また、宿泊できる施設は水戸市にあるのかということについてお答えさせていただきます。

軽度の感染者のための宿泊施設についてでございますが、茨城県内では、もう既に1か月以上、新規感染者が出ておりません。ですので、今現在、水戸市にはございません。これにつきましても、今後の感染状況に合わせて県のほうで設置することになるかと思われま

す。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） マスクの提供についてのご質問をいただきました。

今後、教育委員会と相談して、児童一人一人に布マスクが必要かどうか検討していきたいと思

います。参考ではありますが、子供たちが家庭科の課題として、布マスクをみんな自分たちで作ったということで、その布マスクの寄附を逆に学校のほうから町のほうで受けることが予定されてお

りまして、この前、水戸ヤクルトさんからもらった布マスクと、それから子供たちの作った手作りマスクを合わせて、城里町内のお年寄り、お弁当の宅配を受けているお年寄りに布マスクを学校及びヤクルトからの寄附として配布する予定となっております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時01分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番阿久津則男君の質問から入ります。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） よろしく願いをいたします。

ふれあいの船の代替案の件ですが、検討はしていくというようなことでありますが、これは町長にお伺いしたいんですが、ご存じのように東京都品川区では、全区民に3万円、中学生以下に5万円の給付金を出すというような、議会はまだ通っていないみたいですが、6年生はいろいろ行事も、もちろんこれから縮小してやっていくということではありますが、万が一そういうことができなかつたり、あるいは卒業式まで縮小になつたりということになると、このふれあいの船もできないということで、ふれあいの船の予算878万円、これも子供たちに何か記念にというような考えがあるのであれば、予算が878万円あるわけですから、後で落ち着いたときに家族旅行でも行けばなと私は思っております。そういったことで、代替案として1人当たり5万円くらいの給付ができないかどうかを町長にお伺いしたいと思います。

また、コンサートの件ですが、やはり入場の制限はしないようではありますが、いろいろ考慮すれば、赤字になつても、入場制限は、私個人的には、3密を考えればすべきなのかなとは思っているところでございます。

また、成人式についても、写真代を含め、先ほど申しましたように着物とかスーツとか、当然お金がかかるわけでございますので、開催できなかった場合などは、本来であれば、全体の写真が今の技術で撮れるような写真ができればいいんでしょうけれども、そういったことができない場合には、これも城里町としてお祝金というようなことで給付を与えることができないかどうか、これも町長にお伺いしたいと思います。

また、学校が休校になつたり、夏休み短縮でスクールバス関係なんですけど、このスクールバスの契約に変更があるのかどうか。受験を控えた生徒もいるので、冬休みまで短縮する考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、子供たちのマスクでございますが、先ほど子供らもマスクを作っているんだというような町長の答弁がございました。ただ、まだまだ先は長いので、作ったマスクだけで足りないかもしれませんので、町としてもやはり、ケース・バイ・ケースで結構ですが、様子を見て配っていただければと思っております。

また、町としてマスクの備蓄というものは何枚くらい考えているのか。前回、臨時議会では、10万枚ですか、予算を取りました。10万枚といいますと、1人当たり大体5枚くらいのございですが、今年の冬のことを考え、また来年の冬のことを考えれば、これで足りるのかというようなこともありますので、マスクの備蓄関係はどのくらい考えているのかお聞きしたいと思います。

また、GIGAスクールの前倒しの説明が先ほど教育委員会からございました。今日の新聞にも、利根町の小・中学校が導入するというようなことで新聞に載っておりましたが、こういったものは当然自宅で授業ができるというようなことになるんだと思っておりますが、動画を送り、教育ができるようになる、最終的にはそういうことになるんだと思っておりますが、

私も2人の子供を東京の大学に入れましたが、当時、当然アパート代、あるいは生活費で大変苦勞いたしました。今、これがオンラインのタブレット方式になったとすれば、いずれは東京の大学に入っても、城里町でそういったタブレット授業ができるのかなという、単純に考えれば、そういうことになるんだとは思いますが、当然テストなどがありますから、月に何回かは学校へ行かなくちゃならないかもしれませんが、いずれそういうふうになりますと、城里町内に大学生がいて、いろいろな面で、お金も人数も、人数がいればお金も潤うということですので、東京一極集中がなくなるように、私は、東京一極集中というのは、もともと懸念はしておりましたが、だんだん東京を離れて、東京の大学に行きますと、東京に何だかんだいっても就職しなければならないような時代でありましたので、そういうのがなくなるようになれば、茨城県もまた人口が増えるのかなと考えるところでございます。

このオンライン、先ほど5年計画で今年度からやるというようなことですが、最終的に何年くらいかかるのか。これは教育長になっちゃうのかな。この辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、万が一、クラスターが発生した場合には、臨時休校になるというような説明を受けました。その点と、休校で自宅待機だった子供たち、先ほどコロナで休んでいた子供たちが学校に登校できなくなってしまったことが4人くらいいたというような説明がありました。当然そのケアなどは慎重にしていきたいと、当然やっているんだと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上ですが、簡潔に答弁をお願ひします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き新型コロナウイルス対策について回答させていただきます。

ふれあいの船ですとか成人式とか、そういったのが中止になって浮いたお金について給付金ということで考えられないかというご提案をいただきました。まずは、教育委員会におきまして、ふれあいの船の代替となるような思ひ出作りの授業、あるいは成人式については実施する方向ということで、先ほど教育委員会、教育長から答弁がありました。実施するという方向で計上された予算がしっかりと執行されるというのが一番好ましいことだと思ひますが、ある程度時期が来て、執行するのが無理であるといった場合には、今回提案いただいたようなことも検討し、また実際に給付金として支給する場合には、議会に予算の組替えを提案して、承認をいただいた上で実施したいというふうに思ひます。

それから、マスクの備蓄でございますが、補正予算で500万円いただきました。10万枚ということで、1枚当たり50円という設定ですが、最近、1枚当たり50円どころか20円ぐらゐまで相場が下がってきておりますので、場合によっては10万枚といわず、もっと備蓄

が増やせるかもしれませんが、使い捨てじゃなくて、一部布マスクでの備蓄も考えると、その予算をお認めいただいたときよりも、とにかくマスクの値段が下がってきていますので、その値下がりをお有効に活用して、衛生用品の備蓄をしていきたいというふうに思っております。その上で、今年の冬の流行の状況等も見極めて、町民にとって一番欲しい時期に適切に配付できるように備えていきたいというふうに思います。

それから、タブレット、GIGAスクールの話ございました。教育委員会のほうでも準備しているということですが、全員協議会では9月の補正も考えているということで局長からも回答があったところですが、国のほうでも、今年の整備に向けて、十分な補助、予算等の措置が行われるようですので、また2月、第2次補正予算を受けての国からの通知もしっかりと分析して、できる限り早く整備したいというふうには考えております。以上です。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 阿久津議員さんのご質問の中で、冬休みも授業日として予定しているのかというご質問についてお答えさせていただきます。

第2波等が来て、臨時休校措置が県のほうから出されない限りは、現在のところ授業日として冬休みを使う予定はございません。

それと、スクールバスとGIGAスクールの件に関しましては、局長のほうから回答させていただきます。

○議長（小坏 孝君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 阿久津議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの契約に変更がないかということでございますが、現在のところ変更等の予定はございません。スクールバスの運行契約におきましては、年間契約としておりまして、年間一定日数以上運行すれば減額等しないということの契約になっております。また、夏季休業を短縮いたしまして授業日を設定し、その授業日にもスクールバスを運行することとしておりますが、当初の予定運行日数以内のため増額等も発生しないものと思っております。

GIGAスクールの整備関係につきましては、先ほど町長よりも答弁がございましたが、当初5か年計画で進めているところを、今年度、全児童・生徒1人1台整備できるように町のほうも事業計画を見直して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） すみません、1点漏れちゃって、そのGIGAスクールです

が、1人1台ということですが、国のほうでも当然お金を出していただけるんでしょうけれども、その割合をちょっと聞きたい。すみません、よろしくお願いします。

○議長（小唄 孝君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

〔教育委員会事務局長園部 繁君登壇〕

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 阿久津議員のご質問にお答えいたします。

補助の割合等につきましては、1人1台4万5,000円が上限となりまして、児童数のそれに3分の2を掛けた数字が補助額ということになっております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ありがとうございます。

オンライン授業は時代の流れだと思います。しかしながら、オンライン授業だけでもないと思っているところでございます。

また、新型コロナウイルスによって学びの保障、健康の保障という新しい生活様式を考えなければならない変革の1年になると思いますので、大変でしょうが、よろしくお願いいたしますと思います。

では、次に入ります。

2番目、（2）商工業・観光についてでございますが、まずふれあいの里、ホロルの湯、道の駅かつら、物産センター山桜の現況と今後の対策はどうなっているのか。

また、商工会からの要望、あるいは苦情があるのかどうか。

さらには、七夕事業、トレイルランは、計画どおり実施するのかどうかをお伺いいたします。

よろしくどうぞ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き商工業・観光関係に関するご質問をいただきました。

第3セクターの状況ですが、6月10日現在、ホロルの湯、道の駅かつら、物産センター山桜が営業しております。

ふれあいの里は6月20日からの営業を再開の予定です。これは6月18日までは、東京へ行くことについて、必要なときに限って十分に注意して東京に行くようにということと、逆に東京から地方への県境をまたいだ移動について自粛の要請が国から出ているということとを踏まえまして、18日までは営業するのはよくないであろうと。19日は準備をして、20日土曜日から営業ということで、ふれあいの里は6月20日からの営業再開としております。

ホロルの湯については4月8日から臨時休業に入り、国の緊急事態宣言が解除された5月25日の翌日、5月26日から営業を再開しました。5月26日は温泉と1階レストランでし

たが、6月2日からは全部門で営業を再開しております。ただし、夜の宴会営業につきましては、ホロルの湯としては営業をしておりません。新しい生活様式ということで、みんなで鍋をつついたりするのはよろしくないということで、国から啓発をされているということを受けまして、夜の宴会営業は現在自粛をしているところでございます。

道の駅かつらにつきましては、4月15日から食堂のみ閉鎖し、5月6日までは継続しておりましたが、連休明けの5月7日から営業を再開しました。

物産センター山桜も、同じく4月15日から食堂を閉鎖し、ゴールデンウィークの5月7日に営業を再開しました。

さて、現在の状況ですが、昨日の売上げを道の駅かつら、山桜に問合せをして聞きました。ほぼ前年同額に戻っているという報告を受けております。平日の営業、通常状態での食堂の営業目標数字を昨日達成しているということです。物産センター山桜及び道の駅かつらについては、コロナの影響からほぼ脱したと、通常の売上げレベルに回復したというふうに理解しております。

ホロルの湯につきましては、まだ道半ばでございまして、週末の入場者数が500人台となっております。通常800人から1,000人くらい来るところ500人くらいですので、まだなかなか生活必需品及びランチ営業が中心の物産センターや道の駅等、ある程度観光客を相手にして、飲食も宴会をターゲットとしているホロルの湯では、回復の度合いにかなり違いがあるというのを実感しているところであります。

ふれあいの里が6月20日から営業を再開しますと、ふれあいの里の宿泊者がホロルの湯の利用者として移動してくるということもありますので、6月20日以降、ホロルの湯も通常の売上げレベルに戻ってくることを今期待しているところでございます。

商工会からの要望でございますが、例えば商工会としての要望書というのは、今受け取ってありませんが、このコロナの影響を受ける商工業者への支援策として、中小企業継続応援給付金及び元気アップ商品券を行うということで、商工会長とも打合せをしまして、ご協力をいただいているところでございます。

それから、最後に、七夕事業やトレイルランについてであります。夏の七夕まつり、それから花火大会等も中止ということで連絡をいただいております。トレイルラン大会につきましては、昨年も台風19号でできなかったということもあり、今年度はぜひ開催したいと考えておるところでございますが、新型コロナウイルスの感染の状況等をよく分析して、安全第一でやる場合にも考えていきたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 引き続き、ふれあいの里は6月20日に再開ということでありますが、今年度、ふれあいの里改修事業費2,619万円が予算化されているわけですが、この工事をやるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

また、ホロルの湯についてであります。再開して、利用者一人一人検温しているというようなことも聞きました。ただ、ホロルの湯は、29年度で22万人の利用者があり、30年度で21万5,000人の利用があると。これは本当に自慢してもいいような数字だと思います。県のフラワーパークなどでは、30ヘクタール、30町歩で経営しているわけですが、年間15万人くらいしか入っていないということを考えれば、ホロルの湯は約5ヘクタールですね、5町歩、それでこれだけの人数を集めているんですから、本当に大したものだと私は思っています。

ただ、収支計算すると、町からもかなりお金を出していますので、簡単に言えば赤字になっちゃうと思うんですね。決算上は黒字になっているような形ではございますが、実際は私から言わせれば赤字だと思います。

そういった点で、これから、今、町長も言いましたように、利用者が戻ってこないというようなことでありますから、今言ったように一人一人検温をしているのは、年間21万人の検温をするということは、職員も大変ですし、時代に合っていないと思いますので、ぜひともサーモグラフィカメラ、サーマルカメラですか、こういうのを設置していただきたいと思うんですが、そういう設置の考えがあるのかどうか。また、この隣接のお風呂などは、そういうことはやっているのかどうか、もし分かれば答弁していただきたいと思いません。

また、コロナ対策などは、ホームページを見ますと、かなり掲載してありまして、私も見て気がついたんですが、ただ、どんどん新しい情報を更新していただきたいと思いません。

また、従業員の感染防止対策はどういうことをやっているのか。また、従業員が感染した場合にはどうするのか。先ほど教育委員会と同じようなことにはなっていますが、そういったマニュアルが当然できていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

また、物産センター山桜、道の駅かつらにおいては、順調にお客が戻っているというような答弁がありました。3密に注意して、気を抜かないで営業していただきたいと思いません。

これらのことを含めた観光でございますが、新しい営業方式とでも言うんでしょうか、町長はどう立て直すか、考えがあればお伺ひしたいと思いません。

また、コロナの影響で全国で227件が6月8日現在、倒産しているというようなことで、当然個人店を入れれば相当な数になると思いませんが、コロナ対策の融資の状況は現在どうなっているのかをお伺ひしたいと思いません。

また、商工会、あるいは農協さんとの協議は、私は今後のことを考えれば必要だと思っているんですが、そういう協議をする考えがあるのかどうかお伺ひしたいと思いません。

さらに、七夕まつり、あるいは花火大会は中止したということで、これは賢明な判断だったと思いません。

トレイルランについては、町長はやるような、去年やっていなかったので、ぜひやりたいというような考えなのかもしれませんが、安全第一を考えれば、どちらにしましても、常陸大宮市も一緒ですから、常陸大宮市の考えもありますので、競技にベストな道を選んでほしいと思います。

以上、簡潔に質問しましたので、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、順番に答えさせていただきます。

1 問目としまして、ホロルの湯のサーマルカメラの設置ということでございますが、ホロルの湯におきましては、現在、非接触型体温計により体温測定を行っております。37.5度以上の熱や風邪の症状のある方の入館をお断りしているところでございます。

四季彩館、ささの湯、極楽湯水戸店などの近隣の温浴施設も同様に、非接触型体温計での体温測定が行われているところでございます。

サーマルカメラは、体の表面温度を色で相対表示する装置であります。価格等もありませんし、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、コロナ対策のPRのホームページの掲載状況についてのご質問がございました。

ホロルの湯のホームページでは、コロナ対策、お客様へのお願いや館内利用についての変更事項を記載しております。町のホームページからは、ホロルの湯の再開のお知らせや、ホロルの湯のホームページへ移ることができ、情報を得ることができます。最新の情報が掲載されるよう、私のほうも確認をして、もし更新が滞っているようであれば、すぐに更新するように指導していきたいと考えております。

次に、従業員の感染予防対策についてご質問がありました。

従業員に対しても体温の測定と体調確認を毎日行っております。体調不良だという従業員は、出勤停止にしております。従業員のマスク着用、手指の消毒はもちろん、お客様にもマスクの着用をお願いしておりますが、受付にはレジや飛沫感染防止のためのビニールカーテンを設置するなど、対策を取っているところでございます。

従業員が感染してしまった場合ですが、その時点で休業とし、保健所の指示により、早急に館内の消毒作業に取りかかることとしております。また、保健所の指示により、濃厚接触者とされる者のPCR検査が行われることとなります。安全を確認するまでは、万が一、感染者が出てしまった場合は、休業することになるかと存じます。

次に、観光をどう立て直すのかということでご質問がございました。

本当に観光の立て直しというのは、非常に重要な課題だと思っております。国のほうでもG o T oキャンペーンということで、国内旅行を促進するということが多額の予算が計上されていると伺っております。委託の問題等で、ちょっと執行が遅れてしまうような報

道もございますが、そういった国からの強力な支援制度も有効に活用して、そして城里町内の観光施設への誘客を図っていきたいと考えております。

次に、商工会、農協との協議ということでございますが、全くとご指摘のとおりですので、今後も商工会及び農協、JA常陸とJA水戸とそれぞれと意見交換を行っていきたい、何か支援策の要望等がないか意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

最後に、コロナ対策の融資の状況については、まちづくり戦略課長から答弁させます。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 10番阿久津議員のご質問にお答えをさせていただきます。

コロナ対策の融資の現状というご質問でございます。

主なコロナ対策の融資につきましては、中小企業者が信用保証協会から一般とは別枠で保証の対象となっている必要がございます、その条件の一つとして、町から事業者へコロナの影響を受けた認定証の発行を行っております。その認定証の発行状況を報告させていただきますと、6月8日現在でセーフティネット4号保証というものがございますが、それが41件、それとセーフティネット5号保証への認定というものが2件、危機関連保証への認定は1件という状況となっております。4号保証というものが融資額の100%の保証でありますので、件数が多くなっているというような状況でございます。

それと、前々回ですか、臨時議会のほうでお認めをいただきました茨城県と町と共同で行ってございます中小企業の継続応援貸付金でございます。城里町商工会で受け付けた件数が、同じく6月8日現在で1件ということで報告が上がっております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ふれあいの里の改修工事でございますが、コロナウイルスの問題で休館中であったということで、工事の発注を現在ストップしております。6月20日から再開した場合、その後、6月20日に再開できたので、すぐ工事発注しようとする、8月に工事になってしまうと、8月というのは一番繁忙期でして、ふれあいの里としては、工事をやられると、営業に支障が出てしまう時期になりますので、営業に支障のない時期ということになりますと、シーズンオフの冬に改修工事ができればというふうに考えております。

ただ、それもこのコロナの状況次第といえますか、万が一、第2波が来て、6月20日に再開できなかったとか、再開したけど、またすぐにコロナの第2波が来て、また閉鎖してしまったということになってしまえば状況も変わるかもしれません。現時点での考えとしては、オフシーズンの冬にふれあいの里関係の工事を、予算としてお認めいただい

ている工事を冬の時期に行いたいというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ふれあいの里ですね、工事は冬にやる予定だと、もしくは繰越ということなんだと思います。

サーモグラフィカメラ、サーマルカメラでございますが、検討するというような答弁がありました。

今日の新聞でしたか、ひたちなか市では、役場の庁舎に設置するというようなのが載っておりました。

サーモグラフィは、やはり職員のためにも、あるいは利用者のためにも、安全で安心感があると思いますし、またこれもPRの一つだと思います。値段が高いというのは、私も聞いておりましたが、リースなどで対応してもいいのではないかなと個人的には思っているところでございます。

ホロルの湯にも、このサーモグラフィを言いましたけれども、ひたちなか市でも設置しているということで、また町長に、ホロルの湯以外の施設にも、そういった検討する余地があるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

また、ホロルの湯の件でございますが、町長の説明、昨日、説明がありました。プールの利用者、大人1人100円、子供50円と、条例があって、なかなか値上げができないんだというような説明もございました。しかしながら、議会のほうには一切相談がありませんでした。

昨日のホロルのプールの説明でも、プールを利用している人が年間2万9,060人いると。その中でプールの収入が173万円です。173万円をこの2万9,060人で割りますと、1人59円、60円ですね。1人60円では、私も首ひねっちゃうんですよね。ほかの民間などへ行ったら四、五百円は取られると思います。そういったことも考えれば、やはり今回、コロナ関係で利用者も減るだろうし、人口も子供たちも減っていますので、今後のことを考えれば、当然ホロルの湯の見直し、検証をすべきと私は思うんですが、町長にこの検証をする考えがあるのかどうか、これ簡潔に答弁願いたいと思います。

また、1人でも感染が出たら休館するというような説明でありました。期間については、保健所と相談をして決定するというので、休館した場合は、当然職員、従業員の補償はあるということでもいいのかどうかお聞きしたいと思います。

また、融資についてでございますが、セーフティネットというような分からないような言葉もございましたけれども、38件、あるいは2件、1件、1件ということで、トータル、現在42件ということで、融資ですので、当然返済しなければなりませんけれども、倒産しないように利用していただきたいし、また町にとっては、融資の力になってほしいと願っております。

また、コロナ対策ということでは、当然中小企業、先ほども藤咲議員が質問しましたが、けれども、中小企業だけではなくて、私は家族経営の農家のほうにも目を向けてほしいと思っております。コロナの影響は、家族経営の農家にも当然影響はあります。道の駅かつら、山桜、農協、市場などへ出荷している農家は、当然田畑を管理して、機械、あるいは組合費、当然ですが、固定資産などを払いながら農地を守っているわけですので、当然農政課のグリーンツーリズム事業ですか、これ開発公社に委託しておりますけれども、目的は都市と農村の交流事業を実施し、地域の活性化を図っておりますけれども、私はやはり町内の農地を守っている家族に、先ほどから町長も言っておりますけれども、第2次補正の中から、家族経営の農家にも5万円くらいは給付すべきと個人的には思っております。やはり農政課の予算は、農地を守っている農家に与えてほしいということを願っております。

また、コロナ落ち着いても、今までのようなやり方では、商店も観光も、また農家も成り立たないというふうに言われております。レジャー、リゾートブームは、数年かけて行うと言っておりますし、オンラインの関係で、場所を選ばない仕事が増えるとも言われております。

町長はどうしても一人で考えて決めてしまうという点がありますので、私は、今回、アンケートなどを実施して、新しい営業様式に興味を持っている町民は必ずいますので、町民の知恵をもらうのも一つの手だと思っておりますので、そういったアンケートなどをやってはいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。答弁漏れのないようによろしくどうぞ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 多岐にわたるご質問をいただきました。

まず、ホロルの湯の見直しについてということでご質問いただきました。

今回の補正予算でも、次の5年間の指定管理のための債務負担行為を要求させていただいているところでございますが、前回、前の5年に比べて3%少ない金額で予算の上限を取っております。ほとんどの公共事業が、毎年毎年単価が何%ずつ上がっていくと。工事などは、もう5年前に比べたら数十%、同じ仕事をしていても単価がアップしているぐらい金額が上がる中で、ホロルの湯の指定管理料につきましては、次の5年間は、これまでの5年間より3%少ない金額でもやってみせるということで、今回、予算要求をしているところでございます。

最低賃金も毎年毎年上がっていく。物価、いろいろなもので金額が上がることもある。そういう中で、3%少ない金額でよいといったこと自体が大きなチャレンジであり、見直しであるということでお認めいただければというふうに思っております。

人口が、今年はコロナのせいで緊急事態となっておりますが、昨年度、それから昨々年

度と、過去2年間、開発公社は黒字を出しております。それまでずっと赤字だったんですが、一番大きいときで、指定管理料6,200万円まで出しても、なお1,000万円ぐらい赤字が出てしまうようなひどい時期もありました。そういったときから比較して、職員の涙ぐましい努力によって収支を改善してきたところがございますので、そういったスタッフ、約80名から90名の職員が開発業者で働いておりますが、ほとんどが城里町の町民でございますので、彼らの努力をぜひ認めてあげてほしいというふうに思っております。

次に、休業中の補償ということですが、コロナウイルスの発生により休業した場合、これは会社の都合による休業でございますから、従業員に対する休業中の補償というのはしていかなければならないというふうに思っております。本当に経済的には厳しい状況になってしまうかと思いますが、国の助成金などもその際にはしっかりともらっていくように事務的な手続を進めたいというふうに思っております。

それから、家族経営の農家に対する給付ということですね。これにつきましては、金額、戸数、いろいろな条件によって、どれぐらいお金がかかるかわかってくるかと思えます。誰に対してお金を払うべきかというのが本当に悩ましいところで、ある方は、独り親に払うべきという意見もあれば、農家に払うべきという意見もあれば、独り暮らしのお年寄りこそ弱者であり困っているという意見もあれば、あるいは家族の類型ではなくて低所得者ということで、所得で切って何か給付をすべきという意見もあるかと思えます。様々なご意見あるかと思えますが、国の第2次補正予算で2兆円のお金が各自治体に配られるということです。その使い道についても、一定の枠がはめられるかと思えます。そういった国が出してくる地方創生臨時交付金の使途などをよく分析して、有効に困っている方へ配付していきたいというふうに思っております。

以上で答弁漏れないですか。

〔「ホロルの検証、条例を含めて」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） ホロルの湯で指定管理を次の5年という話をしました。それ以外の条例の件ですが、確かに、例えばプール事業は、多額の赤字になるのは、一方で、グリーンツーリズムの委託料をもらっていたので、料金を安くする代わりにグリーンツーリズムの委託料をもらっていただいているということで、今までは特に開発公社としては不満がないという言い方は変な言い方かもしれませんが、理屈が通っていると。条例で安い料金を課される代わりに補助金をもらっているということで、バランスが取れているということだったというふうに思います。

今後、料金の在り方をどうすべきかということについても考える必要はありますが、一つ注意しなければいけないのは、ホロルの湯は健康増進施設で、観光施設ではなくて、本来の目的は、健康を増進して、医療費とか介護費とか、そういった支出を減らすというのが本当の目的であったのではないかと思います。つまり、お風呂が主力事業ではなくて、プールとかフィットネスとか運動とか、本当はそのの利用者をいかにして増やすかという

のが、本来、健康増進施設としてのホロルの湯の位置づけではなかったのかというふうに思っております。そういった観点でも、次の5年間、どう経営していくかということを考えなければなりませんし、次の5年間については公募を行うということで、6月議会でお認めいただけましたら、公募を開始します。そうすると、開発公社としても、次の5年間の経営はいかにあるべきかということで経営計画書を策定しますし、ほかの民間事業者も計画書を出してくるかもしれません。そういったものをしっかりと分析して、よりよい経営が次の5年間行われるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） ホロルの湯は当然健康増進施設でございます。しかしながら、利用者が町内25%ぐらいしか利用していないというようなこともありますので、ご指摘いたしておきます。

また、後で結構ですから、サーモグラフィ、他の施設にも検討するかどうか答弁願います。

次に移りたいと思います。

（3）敬老会事業であります。計画どおり実施するのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本町におきましては、毎年、敬老関係事業として敬老の日になみ、敬老会・金婚式典、敬老祝金支給、100歳者褒状授与を行っております。

昨年の状況ですが、敬老会は75歳以上の方3,698人を対象として、敬老の日にコミュニティセンター城里で開催しました。推定の来場者数は、式典参加者で約300人でございます。ですから、大体会場の50%ぐらいの座席が埋まったということでございます。

敬老祝金・金婚式典では、8組のご夫婦を招待しました。敬老祝金支給は88歳以上の方990人に民生委員のご協力により、健康状態、近況を聞き取りながら、9月中に手渡しで支給しました。100歳以上の方については7名の方に、私がお自宅や入居施設を訪問し、手渡しで授与いたしました。

本県は、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置の区域から外れ、県における新型コロナウイルス感染症ステージ1に移行しております。一方、国内においては第2波が疑われるクラスターも発生しており、首都東京においても、再び感染者が増加し、東京アラートが発せられております。現時点での開催日は、現時点で敬老会は9月22日開催を予定しております。

敬老会の事業の対象者が高齢者であることから、直前まで開催の是非、適否を慎重に見極め、招待者の受付は、3密を避けるために、今まではコミセン1か所で行っていましたが、桂、七会地区でも受付を行って、去年はおまんじゅうでしたけれども、そういったお

祝金の支給を分けて行うことや、敬老会の式典の会場で密になり過ぎないように人数の制限を設けるなど、そういった対策も検討してまいりたいと考えております。

なお、緊急事態宣言の区域の再指定や、県における対策ステージの引上げがされた場合は、直前であっても、安全を最優先に中止の判断をし、連絡をしたいと思います。中止となった場合には、記念品、招待者名簿も可能な限り支給できるよう準備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 敬老会事業は、一応やる予定だということではありますが、もしこれもできなかつた場合、できなかつた場合、予算1,138万円あるわけですが、これも祝金などでプレゼントできないかということですが、よろしくお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 成人式等と同様、実施できなかつた場合は、その代替の措置につきまして、議会にもご相談の上、給付金等に代えることも含めて考えていきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 次に移ります。

（4）台風など大きな災害が発生した場合の避難所対策はできているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 避難所における新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、内閣府や茨城県などから通知があり、それを踏まえ、避難所での3つの密を避け、感染リスクを可能な限り低減するための取組を進めてまいります。

具体的には、避難所のレイアウトやパーテーションについて工夫することや、指定避難所以外の施設の活用や、学校の場合は体育館以外の特別教室や会議室等の活用も検討します。

より多くの避難スペースを確保するため、平時から親戚や友人の家等、避難所以外への避難も検討するよう住民へ呼びかけてまいります。

それに加えて、昨年台風19号のときに初めてふれあいの里を避難所として指定しまして、何家族かがふれあいの里に避難をしました。

今日お昼のニュースで、水戸市がホテル組合と協定を結んで、ホテルの空き部屋を避難

所に指定するための契約を結んだというふうなニュースが流れておりました。確かに避難所でたくさんの方が雑魚寝の状態でごすと。パーテーションを多少仕切りをつけても、どうしてもトイレとか共用部分が多くて、感染のリスクが一定程度存在すると。そういった中で、民間のホテルと協定を結んで、そのホテルの空き部屋を臨時の避難所として指定することで、家族ごとに各部屋に入れば、感染拡大が防げるということのようですが、城里町におきましても、ふれあいの里におきましては、1棟ごとに1家族が入れば、何十家族が感染リスクを避けて宿泊避難することができますので、水戸市の事例に倣って、城里町でもそういった宿泊施設との協定、城里町における最大の宿泊施設はふれあいの里になりますので、まずは開発公社と町の間でそういった協定をきちっと結んで、いざというときに速やかに感染リスクを避けて宿泊できるように、避難できるようなことも考えていかなければならないというふうに考えております。

また、避難所の衛生環境の確保として、避難者、避難所職員の定期的な健康診断の実施や、避難所で使用する消毒液等の衛生用品の調達、配置も必要となってまいります。災害から町民を守るとともに、避難所でコロナウイルスが蔓延したりするようなことがないように、職員と一丸となって対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） いろいろありがとうございました。

去年の台風で避難した人などに聞いてみますと、車の中で家族が避難したという人がかなりいたわけでございます。今回もコロナウイルスを考えれば、車の中で避難するという人はかなりいると思います。その場合、当然駐車場、あるいは仮設トイレというのが大事なわけでございますが、そういう対応ができるのかどうかお伺いしたいと。また、そういう場合、何か所くらい用意するのか。

さらには、多少、今、分散避難というような答弁もあったのかもしれないんですけども、分散避難などの確保はできているのかどうか。ふれあいの里というのは今聞きましたけれども、そのほかにですね。

あと体調の悪い人がいたときに、それを分けることもできるのかということ。

さらには、その車の駐車場ですが、全てが大水なんかで出ちゃいますと、駐車場も使えないというようなところもあるので、農地を利用するようなことも考えられないのかということをお伺いしたいと思います。簡潔にお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まさしく感染症予防と避難所の運営というのは、新しい課題でございます。議員ご指摘のような様々な課題がございますので、今後、速やかにそういっ

た計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） それでは、最後の質問に移ります。

（5）本年度予算が執行できない事業について、コロナウイルス対策に予算を組み直す考えがあるのかどうかお伺いいたします。簡潔によろしくどうぞ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年度予算の一部の事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で通常どおりの事業実施が困難となっております。それぞれの開催時期の延期や実施法の変更、代替事業など、慎重に検討しているところです。

年度内の実施が困難ということが確定し、不用額が生じる事業につきましては、今後、補正予算で組替えや減額するなどの対応も必要になるかと思っております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために必要となる事業については、国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を積極的に活用し、今後、秋冬の感染症の流行時期に向け、引き続き対策を取ってまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） コロナ対策、本来であれば、どの事業ができ、どのくらいの予算が残るのかということを知りたいんですが、まだ6月でございますので、それは無理といたしまして、今回のコロナ対策、学校もそうですが、全国市町村議会でもタブレット議会が検討され、また実施されています。県内では、笠間市などが実施をしまして、今年度中には県内17市町村がタブレット議会に対応するというようなことでございます。

さらに、検討中が11あるということで、こういうことを考えれば、当然ペーパーレスですね、そのためにも実施すべきと思っているんですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議会へのタブレットの配付ということで、ちょっと私もタブレット議会というのは、議場に集まらない議会ということでよろしいのでしょうか。

今までタブレットの配付につきましては、ペーパーレス化ということで、書類の配付を減らすという趣旨でタブレットというご議論だったと思うんですが、今度、タブレット議会ということになると、そもそもみんな議場に集まらないで、在宅で採決するとか、そういうイメージになるのかなというふうに思います。

非常に議会のルール自体が大きく変わることになるかと思っておりますので、こういった形で

活用していくのかということについて、しっかりと意見交換をしてみたいというふうに思っております。執行部のほうからこうしろということではなくて、タブレットの配付によって議会の在り方をどういうふうに変えていくのかということについて、しっかりと意見に耳を傾けていきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） そうですね。当然協議したいと思えます。ぜひとも、ほかの市町村もやっているわけですので、城里町も引き続き随時やっていきたいと私は思っております。

今回、我が議会でも、議員の視察研修費関係予算をコロナ対策のために研修を取りやめるといような協議をしたところでございます。新しい生活様式、コロナウイルス対策のためにも、私はぜひともタブレット議会を早急に願うものでございます。

今回の新型コロナウイルスの被害は、新しいワクチンが開発されるまで油断できません。3密を守りながら、新しい生活様式を模索していただきたいと思えます。

最後に、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。また、感染者の皆様方には、心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い回復とワクチンが開発されることを望んでおります。

以上で一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で10番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日から15日までは議案調査、議事整理のため休会とし、16日は午前10時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時01分散会